平成２２年（フ）第７３号
三重県伊勢市浦口３丁目３番５号
債務者　大北　尚美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
栃木県佐野市植下町1094番地　モンパレス佐野第一３号館101号室
債務者　石田　藤吉
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１２６号
栃木県足利市末広町21番地３
債務者　大塚　明子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１２７号
栃木県足利市末広町21番地３
債務者　大塚　浩之
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４６９４号
大阪市西成区橘２丁目４番２号
債務者　三角　和也
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１５１号
宮崎市清武町今泉甲6481番地３
破産者　下村　裕子（旧姓坂本）
1　主文　当裁判所が平成22年６月１日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「宮崎市清武町今泉6481番地３」とあるのを「宮崎市清武町今泉甲6481番地３」と更正する。
2　決定年月日　平成22年７月１日
宮崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第５７号
島根県江津市松川町長良109番地１
破産者　坂根　勝志
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８６３号
栃木県那須烏山市野上1187番地51
破産者　平野　次男
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３９号
愛知県一宮市奥町字三出西12番地
破産者　岩哲毛織有限会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２１７号
青森県弘前市大字松原東４丁目６番地２
破産者　医療法人渓清会
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１３１号
愛知県豊橋市東小田原町24番地
破産者　金子総業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９４号
栃木県那須郡那珂川町高岡164番地６
破産者　大森　　傑
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４３２号
愛知県一宮市奥町字三出西12番地
破産者　岩田　哲男
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目15番地５、従前の住所兵庫県姫路市飯田３丁目268番地６
破産者　杉本青果こと　杉本　史郎
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２９５８号
福岡県宗像市緑町107番地、破産手続開始決定時の住所福岡県福津市津屋崎2175番地の262
破産者　小田　正子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９１号
福岡市中央区長浜３丁目１番17―404号
破産者　福田　昭彦
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２７６号
福岡市南区屋形原４丁目28番30―501号
破産者　森山　正純
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部